

みなかみ町公的融資制度利子補給金制度のご案内

町において、設備資金や運転資金を目的とした公的融資制度又はこれに準ずる融資制度を利用している方に利子補給を行います。

申込手続及び利子補給金制度の詳細については、以下をご覧ください。

利子補給対象者

以下の条件をすべて満たすこと

1. 町内において、1年以上継続して事業を営んでいる事業者
2. 町融資制度・群馬県融資制度・商工貯蓄共済・政府関係融資制度を利用している者
3. 町税・国民健康保険税・水道料金・下水道使用料・下水道事業受益者負担金・下水道事業受益者分担金・町営住宅家賃の滞納がない者【法人については、法人及び代表者】

補助対象期間

借入日から	◆設備資金	満5年間	※それぞれの期間中に、支払った利息分が対象となります。
	(借入日	平成23年1月1日以降)	
	◆設備・運転資金	満4年間	
	(借入日	平成24年1月1日以降)	
	◆運転資金	満3年間	
	(借入日	平成25年1月1日以降)	

手続き

以下の書類を揃えて、役場観光商工課（上毛高原駅前 観光センター2階）へ提出してください。

- 必要書類
1. 利子補給金交付申請書
 2. 金融機関が証明した利子支払証明書または、これを証する書類（平成28年分）
※日本政策金融公庫をご利用の方は、お支払済額明細書を提出してください。
 3. 町税完納証明書
※法人については、法人及び代表者のものがが必要です。
 4. 町税等納付状況確認同意書

◆交付申請書・納付状況確認同意書は、みなかみ町ホームページよりダウンロードできます。

◆提出期限は、平成29年1月31日（火）です。

交付金額

※所定の計算式に当てはめ、決定します。

※補助限度額は10万円です。

※2つ以上の資金を利用している方は、合計額を限度額以内で補助します。

※計算の結果、支払済利子金額を超えた場合は支払済金額を限度とします。

問い合わせ先

みなかみ町役場観光商工課 商工振興グループ TEL 25-5028